

BELS評価業務 料金表

※全て税込表示

住宅

(単位：円)

評価内容	①基本料金	②住戸評価料金 (N=住戸数)		③共用部評価料	合計評価料金
		住戸数区分	単価×N		
共同住宅等 住戸部分 (一住戸当り)	55,000	1~50戸	5,500×N	110,000	①+②+③
		51~100戸	3,850×N		
		101戸~	2,750×N		

- ※1 住戸部分の評価と共用部分の評価の両方を行う場合の料金は、表①、②、③の合計額となります。
- ※2 住宅性能評価、低炭素建築物技術的審査、性能向上計画認定・基準適合認定等といずれかの併願の場合、②、③の評価料金は50%割引となります。
- ※3 申請後、評価書を交付するまでの間に評価内容に係わる変更・追加が生じた場合の料金は、変更前評価料金の他に変更となる②または③の料金の50%が追加となります。
- ※4 改修の前後の評価をする場合は、上記料金の1.5倍となります。
- ※5 変更評価料金は、上記①+（変更となる②または③の料金の50%）の合計額となります。
- ※6 評価書を再発行する場合の再発行料金は、一通につき11,000円となります。

非住宅

(単位：円)

対象床面積 (㎡)	a. ホテル・病院・老人ホーム・ 集会所等及び用途b・cを含む 複数用途の場合		b. 事務所・百貨店・学校・飲食店等及 び用途cを含む複数用途 (用途aを含む場合はa)		c. 工場・倉庫 (用途a・bを含まないもの)	
	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法 BEST	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法 BEST	モデル建物法	標準入力法 主要室入力法 BEST
500未満	132,000	220,000	93,500	176,000	66,000	132,000
500~1,000未満	154,000	275,000	104,500	198,000	77,000	154,000
1,000~2,000未満	187,000	330,000	115,500	220,000	88,000	187,000
2,000~3,000未満	220,000	385,000	140,800	264,000	110,000	220,000
3,000~4,000未満	242,000	440,000	173,800	297,000	121,000	242,000
4,000~5,000未満	275,000	495,000	198,000	330,000	143,000	264,000
5,000~6,000未満	297,000	528,000	231,000	352,000	154,000	286,000
6,000~8,000未満	319,000	550,000	242,000	374,000	165,000	308,000
8,000~10,000未満	341,000	572,000	253,000	396,000	176,000	330,000
10,000~15,000未満	363,000	638,000	275,000	440,000	198,000	352,000
15,000~20,000未満	385,000	660,000	297,000	462,000	209,000	385,000
20,000~30,000未満	418,000	726,000	319,000	517,000	231,000	418,000
30,000~40,000未満	440,000	759,000	352,000	550,000	253,000	440,000
40,000~50,000未満	462,000	792,000	363,000	572,000	275,000	462,000
50,000~100,000未満	550,000	935,000	440,000	715,000	330,000	550,000
100,000~200,000未満	660,000	1,045,000	528,000	825,000	418,000	715,000
200,000~300,000未満	968,000	1,320,000	638,000	990,000	528,000	825,000
300,000以上	1,122,000	1,540,000	902,000	1,100,000	682,000	935,000

- ※1 非住宅の変更評価料金は非住宅料金表の60%とします。
- ※2 評価書を再発行する場合の再発行料金は、一通につき11,000円とします。
- ※3 低炭素建築物技術的審査、性能向上計画認定・基準適合認定等といずれかの併願の場合、一律55,000円とします。
- ※4 省エネ適合性判定通知書を当機関で取得し、図書省略が可能な場合は、一律55,000円とします。
- ※5 申請者の名義など、計算に係らない評価書の記載事項のみの変更再交付については、11,000円とします。
- ※6 複合建築物（住宅・非住宅の用途が混在する建築物）は、住宅・非住宅それぞれの料金の合計とします。